

# 令和元年度長崎県特産品新作展の出品商品募集について

## ＜目的＞

長崎県では、創意と工夫にあふれた新しい特産品を一堂に集め、県民及び観光客に紹介するとともに、優れた商品を顕彰することにより、県内事業者の新商品の開発意欲を促進し、ふるさと産業の振興を図ることを目的として、毎年度「長崎県特産品新作展」を実施しています。

今年度は、通常枠と特別枠に分けており、通常枠では各部門の最優秀賞の中から最も優れた商品に授与する「県知事賞」を新設しております。特別枠は「観光客向け商品」や「長崎土産」という観点で製造された商品のなかから2商品に「ながさき手みやげ大賞」を授与することとします。

## ＜応募（入賞）のメリット＞

各媒体・場所等で積極的なPRを行います（詳細は「7. 受賞商品について」参照）。

## 1. 募集商品の範囲と条件について

応募できる商品は、次の各要件をすべて満たすものに限る。ただし、主催者が当新作展にふさわしくないと判断した場合は、それに関わらず応募を断る場合がある。

(1) 長崎県産の原材料を使用した商品または長崎県内で製造された商品であること。

### ①「農産加工品・酒・飲料部門」

農林畜産物を原材料とした加工食品、酒類・飲料（即席飲料含む）を対象

### ②「水産加工品部門」

水産物を原材料とした加工食品を対象

### ③「菓子・スイーツ部門」

菓子類全般（冷菓・氷菓含む）を対象

### ④「工芸・日用品・その他部門」

反復生産可能な工芸品・民芸品・日用品などを対象

※「観光客向け商品」や「手土産」という観点で、「長崎土産」としてふさわしい優れた2商品を選定し「ながさき手みやげ大賞」を授与する。

(2) 【(1)①～④について】

・平成30年12月1日以降に市販化され、現在（応募締切時）も販売されている新商品であること（惣菜等直売品（商品パッケージがないもの）は除く）。

・パッケージや内容量の変更のみの改良商品は除く。

【ながさき手みやげ大賞について】

・平成30年12月1日以降に市販化され、現在（応募締切時）も販売されている新商品であること（惣菜等直売品（商品パッケージがないもの）は除く）。

・土産用等としてパッケージや内容量を変更した改良商品も対象とする。

・「観光客向け商品」や「手土産」という観点で長崎を代表する手土産としてふさわしい商品であること。

・ながさき手みやげ大賞にエントリーする場合は、「令和元年度長崎県特産品新作展出品申込書」中の「ながさき手みやげ大賞」欄に必要事項を記載すること。

### 【注意事項】

① パッケージや内容量の改良のみの商品については、各部門への出品は不可だがながさき手みやげ大賞への出品は可。

《各部門の出品商品条件》

→パッケージや内容量の変更のみの改良商品は除く

《ながさき手みやげ大賞の出品商品条件》

→土産用等としてパッケージや内容量を変更した改良商品も対象

② 新商品については、各部門ながさき手みやげ大賞どちらのエントリーも可。

(3) 法令（食品表示法、景品表示法等）に違反していない商品であること。

(4) 販売催事において販売できる十分な生産量と保存期限が確保できる商品であること。

(5) 応募者は、商品の販売権利を持つ者で、長崎県内に活動の拠点を置く者であること。

## 2. 応募申し込み方法について

(1) 受付期間 令和元年11月29日（金）17時まで（必着）

(2) 申込方法

・別紙申込書（通常枠・特別枠）に必要事項を記入し、応募商品の写真を必ず添付の上、電子メールで提出してください。（電子メールでの提出が困難な場合は、郵送でも結構です。応募書類は、原則返却いたしません。）

・商品写真は、できるだけ画像データ（郵送の場合は、CD-R等）で提出をお願いします。画像データがない場合は、パンフレット等でも可です。

(3) 申込先

〔電子メールの場合〕

長崎県物産ブランド推進課 担当：高橋、庄司

メールアドレス：takahashi-mayu@pref.nagasaki.lg.jp

〔郵送の場合〕

長崎県物産ブランド推進課 担当：高橋、庄司

住所：〒850-8570 長崎市尾上町3-1 5階

（※ 申込用紙については、県庁ホームページからダウンロードできます。）

「申請書ダウンロードサービス」→[令和元年度特産品新作展](#)で検索

(4) 出品料

無料。ただし、出品にかかる経費（審査会用の試食品を含む）は応募者の負担とします。

## 3. 応募単位について

(1) 複数の商品の応募も可能です。ただし、1商品ごとに1枚の申込書を提出してください。

(2) 異なる商品との詰め合わせ等セット商品がある場合は、単品での出品なのか、セット商品での出品なのか、分かるように記載し、商品ごとに申込書を提出してください。

(3) 内容物、パッケージが同じで、重量、サイズ、個数が異なる複数の商品については、1件のシリーズとして提出してください。

#### 4. その他注意事項について

(1) 入賞商品であっても食品表示及び商標権等の知的財産権に関する問題等が生じた場合は、入賞を取り消す場合があります。

- 平成27年4月に施行された食品表示法に基づき、新たな食品表示制度がスタートしています（別添1）。

ご不明な点は、食品表示法相談窓口（別添2）へお問合せください。

(2) 応募者が第三者の有する商標権等の知的財産権を利用する場合は、応募者の責任において必要な許可を得てください。

万一、第三者から権利侵害との提訴がなされた場合、主催者側に発生した損害を含め、応募者の負担と責任において対応いただきます。

※ 応募者の責任において事前に商標調査を行ったり、専門家に相談するなど、トラブルが発生しないよう必要な措置をお願いします。

#### 5. 審査会について

(1) 審査会を開催し、次の賞を決定します。（令和2年1月下旬予定）

「農産加工品・酒・飲料部門」、「水産加工品部門」、「菓子・スイーツ部門」、「工芸・日用品・その他部門」

◆県知事賞（各部門の最優秀賞の中から1点）

◆最優秀賞（各部門1点）

◆優 秀 賞（各部門1点）

◆ながさき手みやげ大賞（申込書内で本大賞に出品すると回答した商品のうち、長崎を代表する手土産にふさわしい優れた商品2点）

※ 各賞にふさわしい商品がないときには、該当がない場合もあります。

(2) 審査は、印象・外観、品質、市場性・ニーズ、長崎らしさ、土産品としての適性など商品全般にわたって行います。

(3) 応募商品は、すべて現物（食品・酒・飲料については、試食・試飲を実施。）により審査を行いますので、展示用商品1点と食品・酒・飲料については、試食・試飲用商品15人相当分（一人一口程度）をご提供願います。

(4) 試食品の調理等は、主催者で行いますので、審査会への出席の必要はありません。

#### 6. 審査会への商品の搬入、搬出について

商品の搬入、搬出等の詳細については、応募者に後日通知します。（令和2年1月上旬）

#### 7. 受賞商品について

(1) 受賞者に対し、表彰を行います。（表彰式は、令和2年3月予定）

(2) 受賞のメリットは以下のとおりです。

- ①長崎県物産振興協会が全国各地で実施する各物産展での積極的なPR・売り出しを行う。
- ②（株）浜屋百貨店で開催される「春の特産品まつり」において、受賞商品の展示を行う（受賞商品以外の出品商品は商品展示ではなくパネル展示を行う）。
- ③ 長崎県アンテナショップ「日本橋長崎館」（東京）にて商品展示を行い、展示期間に合

わせて長崎新聞瓦版に商品情報を掲載する。併せて展示期間に同会場での物販 PR の場を提供するとともに、東京までの旅費（各出品業者1人分）を負担する。

- ④県庁1階ロビーでの展示のほか、1階イベントスペースでの物販 PR の場を提供する。
- ⑤「ながさきプレス」に商品情報の掲載を行う。
- ⑥県の広報誌、ホームページ、facebook、マスコミ等を活用した積極的なPRを行い、商談会等への案内や、県が実施するプレゼント商品に優先的に選定する。